

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（抄）（第一条関係）	2
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）（抄）（第一条関係）	3
○ 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第一条関係）	4
○ 身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）	5
○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）（抄）（第一条関係）	6
○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第二条関係）	7
○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第四百四十九号）（抄）（第三条関係）	9
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第四条関係）	10
○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（抄）（第五条関係）	12
○ 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第六条関係）	13
○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（第七条関係）	14
○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）（第八条関係）	16
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第九条関係）	21
○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第十条関係）	22
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第十一条関係）	23
○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）（第十一条関係）	25
○ 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）（抄）（第十二条関係）	27
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）（第十三条関係）	30
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）（抄）（第十四条関係）	31

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十五条関係）

○次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）（第十六条関係）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）（第十六条関係）

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）（第十七条関係）

○個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第十八条関係）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第十八条関係）

○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（抄）（第十九条関係）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第二十条関係）

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第二十一条関係）

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第二十二条関係）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第二十三条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）（抄）（第二十四条関係）

○幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）（抄）（第二十五条関係）

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十六条関係）

○サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）（抄）（第二十七条関係）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二十八条関係）

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（第二十九条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）（第三十

条関係）

- 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）（第三十一条関係）—— 83
- 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）（抄）（第三十二条関係）—— 86
- 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（第三十三条関係）—— 87
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（第三十四条関係）—— 90
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三十五条関係）—— 98

改 正 案	現 行
<p>（公的資金の種類）</p> <p>第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第八号</u>の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金</p>	<p>（公的資金の種類）</p> <p>第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金</p>

改 正 案	現 行
<p>（勧誘方針の策定を要しない者等）</p> <p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第八号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（勧誘方針の策定を要しない者等）</p> <p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等）                  第六条（略）</p> <p>2 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 退職した者が、その休職の期間中、次に掲げる法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 行政執行法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u> <u>第一項第八号</u>の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び<u>沖縄科学技術大学院大学</u>学園を除く。ハにおいて同じ。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等）                  第六条（略）</p> <p>2 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 退職した者が、その休職の期間中、次に掲げる法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 行政執行法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u> <u>第一項第九号</u>の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び<u>沖縄科学技術大学院大学</u>学園を除く。ハにおいて同じ。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>

○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勧誘方針の策定を要しない者）</p> <p>第十二条 法第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u>第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p>	<p>（勧誘方針の策定を要しない者）</p> <p>第十二条 法第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u>第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第七条第一項の政令で定める公共法人）</p> <p>第一条 身体障害者補助犬法（以下「法」という。）第七条第一項の政令で定める公共法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第八号</u>の規定の適用を受けるもの</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（法第七条第一項の政令で定める公共法人）</p> <p>第一条 身体障害者補助犬法（以下「法」という。）第七条第一項の政令で定める公共法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条第一項第九号</u>の規定の適用を受けるもの</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の同一の団体において相互に密接な関係にある者）</p> <p>第五条 法第五条第十一号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u> <u>第一項第八号</u>の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p>	<p>（他の同一の団体において相互に密接な関係にある者）</p> <p>第五条 法第五条第十一号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）<u>第四条</u> <u>第一項第九号</u>の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p>

改正案	現行
<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会</p> <p>2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及</p>	<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会</p> <p>2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会</p>

び国

3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇八 (略)

九 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国

会及び国

3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇八 (略)

九 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国

改正案	現行
<p>（秘密区分の指定、変更及び解除）</p> <p>第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。</p> <p>254 （略）</p>	<p>（秘密区分の指定、変更及び解除）</p> <p>第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。</p> <p>254 （略）</p>

改正案	現行
<p>（各省各庁に所属する職員に対する債権管理事務の委任等）</p> <p>第五条 各省各庁の長は、法第五条第一項の規定により当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に行わせる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を委任するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に規定する債権以外の債権の管理に関する事務 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条の特別の機関の長、同法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくは事務総局の長、宮内庁法第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十六条第二項の機関の長、同法第十七条第一項の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二</p>	<p>（各省各庁に所属する職員に対する債権管理事務の委任等）</p> <p>第五条 各省各庁の長は、法第五条第一項の規定により当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に行わせる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を委任するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に規定する債権以外の債権の管理に関する事務 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条の特別の機関の長、同法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくは事務総局の長、宮内庁法第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十六条第二項の機関の長、同法第十七条第一項の地方支分部局の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の</p>

の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の  
地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員（各省各庁の長が必要があ  
ると認めるときは、これらの職員以外の職員）

2  
～  
6  
（略）

地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員（各省各庁の長が必要があ  
ると認めるときは、これらの職員以外の職員）

2  
～  
6  
（略）

改正案	現行
<p>（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十四号及び第六十五号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合</p> <p>十一（略）</p>	<p>（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）  <b>第四条（略）</b></p> <p>2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十三号及び第六十四号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合</p> <p>十一（略）</p>

○指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可、認可等の効力）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事等が当該指定都市又は土地開発公社に対して行つた許可、認可等の処分、指定日以後法律又はこれに基づく政令の規定により各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この項において同じ。）が行うこととなるものは、指定日以後においては、各大臣の行つた許可、認可等の処分とみなす。</p>	<p>（許可、認可等の効力）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 指定都市の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事等が当該指定都市又は土地開発公社に対して行つた許可、認可等の処分、指定日以後法律又はこれに基づく政令の規定により各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この項において同じ。）が行うこととなるものは、指定日以後においては、各大臣の行つた許可、認可等の処分とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（デジタル庁への住民票コードの提供方法）</p> <p>第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2 機構が行う法第三十条の九の二第二項の規定による修正前及び修正後の住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「情報照会者等から第一項の規定による通知を受けた」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同条第一項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知った」と、「同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された」とあるのは「当該特定の個人に係る修正前</p>	<p>（総務省への住民票コードの提供方法）</p> <p>第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードの総務省への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2 機構が行う法第三十条の九の二第二項の規定による修正前及び修正後の住民票コードの総務省への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「情報照会者等から第一項の規定による通知を受けた」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十七条第三項の規定により総務大臣に通知した同条第一項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知った」と、「同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された」とあるのは「当該特定の個人に係る修正前及び修正</p>

及び修正後の」と読み替えるものとする。

後の」と読み替えるものとする。

改正案

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三四五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、六四〇人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	三九三人	
復興庁	二〇八人	
総務省	四、七三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、八〇五人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八五九人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四二三人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、五六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

現行

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三七五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、六六六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	二〇八人	
総務省	四、八二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、八一四人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四二七人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、六〇七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

2

前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
(略)	(略)	(略)
国家公安委員会	八、〇二四人	一 警察庁の職員の定員とする。 二のうち、二、一九〇人は、警察官の定員とする。
文部科学省	二、一五一人	員とする。
厚生労働省	三三、四一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、一五〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二二〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九二七人	うち、二〇、九〇一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇一、八一九人	

2

前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
(略)	(略)	(略)
国家公安委員会	八、〇三一人	一 警察庁の職員の定員とする。 二のうち、二、一九〇人は、警察官の定員とする。
文部科学省	二、一五三人	員とする。
厚生労働省	三三、四二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、一五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九八四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九三五人	うち、二〇、九〇九人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇一、六八八人	

(略)	(略)	(略)
金融庁	一、六一七人	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

附則

(施行期日)

1 (略)

(定員の期間別の特例)

2 第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和三年九月三十日までの間	一四、六五七人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和三年九月三十日までの間	四、七四二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

(略)	(略)	(略)
金融庁	一、六二二人	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

附則

(施行期日)

1 (略)

(定員の期間別の特例)

2 第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	令和三年六月三十日までの間	一、三七四人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	令和三年九月三十日までの間	一四、六八三人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和三年六月三十日までの間	四、八四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	令和三年七月一	四、八四〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

法務省	令和三年十二月三十一日までの間	五四、八一三人	一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、八六七人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和三年九月三十日までの間	七二、六〇五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和三年九月三十日までの間	二、一七一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和三年九月三十日までの間	二〇、一五一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和三年九月三十日までの間	五八、九五七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

(削る)

3

法務省	令和三年十二月三十一日までの間	五四、八二二人	別職の職員の定員とする。 一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、八六八人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和三年九月三十日までの間	七二、六四四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和三年九月三十日までの間	二、一七三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和三年九月三十日までの間	二〇、一五九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和三年九月三十日までの間	五八、九六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

3 第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる期間においては、それ  
同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それ

ぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。			
区分	期間	定員	備考
金融庁	令和三年六月三十日までの間	一、六二二人	
消費者庁	令和三年六月三十日までの間	三七七人	

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	別表（第一条関係） （略） 消費者庁 デジタル庁 （略）
現 行	別表（第一条関係） （略） 消費者庁 （新設） （略）

○重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 デジタル庁</p> <p>六〇三十（略）</p>	<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五〇二十九（略）</p>

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十五条 行政機関の長（第四条に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくはその支所の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条</p>	<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十五条 行政機関の長（第四条に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくはその支所の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条</p>

第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2・3（略）

第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2・3（略）

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第二十六条 行政機関の長（第六条に規定する者を除く。）は、法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若</p>	<p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第二十六条 行政機関の長（第六条に規定する者を除く。）は、法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若</p>

しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同法第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2・3 (略)

しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同法第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 内閣府、デジタル庁又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等</p> <p>七〇十（略）</p>	<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 内閣府又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等</p> <p>七〇十（略）</p>

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けなければならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。）

二 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けなければならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。）

二 (略)

2

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（法第九条の政令で定める政策）</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第五号に掲げる機関にあつては総務大臣、同項第六号に掲げる機関にあつては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一〇八（略）</p>	<p>（法第九条の政令で定める政策）</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣、同項第五号に掲げる機関にあつては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一〇八（略）</p>

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十            一号）<u>第四条第一項第十一号</u>の規定に基づく直近の評価及び監視の            結果のうち当該独立行政法人等に関する部分</p> <p>二～ハ（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十            一号）<u>第四条第一項第十二号</u>の規定に基づく直近の評価及び監視の            結果のうち当該独立行政法人等に関する部分</p> <p>二～ハ（略）</p> <p>五（略）</p>

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 デジタル庁</p> <p>七 三十三 （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>六 三十二 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行									
<p>2 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">内閣総理大臣</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員</td> </tr> </table>	(略)	内閣総理大臣	(略)	内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員	<p>1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">内閣総理大臣</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">内閣官房及び内閣府本府の職員</td> </tr> </table>	(略)	内閣総理大臣	(略)	内閣官房及び内閣府本府の職員	<p>1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p>
(略)	内閣総理大臣	(略)	内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員								
(略)	内閣総理大臣	(略)	内閣官房及び内閣府本府の職員								

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>								
<p>2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内閣総理大臣</td> <td style="text-align: center;">内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員</td> </tr> </table> <p>（特定事業主等）          第一条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。</p>	(略)	(略)	内閣総理大臣	内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員	<p>2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内閣総理大臣</td> <td style="text-align: center;">内閣官房及び内閣府本府の職員</td> </tr> </table> <p>（特定事業主等）          第一条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。</p>	(略)	(略)	内閣総理大臣	内閣官房及び内閣府本府の職員
(略)	(略)								
内閣総理大臣	内閣官房、内閣府本府及びデジタル庁の職員								
(略)	(略)								
内閣総理大臣	内閣官房及び内閣府本府の職員								

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（特定認証業務を行う者に係る認定の申請）</p> <p>第七条の二 特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う者は、法第十七条第一項第五号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>主務省令</u>で定める書類を添付して、<u>内閣総理大臣及び総務大臣</u>（以下「<u>主務大臣</u>」<u>という。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（特定認証業務を行う者に係る認定の基準）</p> <p>第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（特定認証業務を行う者に係る認定の申請）</p> <p>第七条の二 特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う者は、法第十七条第一項第五号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>総務省令</u>で定める書類を添付して、<u>総務大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（特定認証業務を行う者に係る認定の基準）</p> <p>第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。</p>

一 特定認証業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、特定認証業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の申請)

第八条の二 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者は、同号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の基準)

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める基準は、同号に規定する確認を行う者が行う当該確認が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該確認の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該確認が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

(変更の認定等)

第九条の二 法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第

一 特定認証業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、特定認証業務が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の申請)

第八条の二 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者は、同号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の基準)

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める基準は、同号に規定する確認を行う者が行う当該確認が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該確認の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該確認が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

(変更の認定等)

第九条の二 法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第

七条の二第二号若しくは第三号又は第八条の二第二号若しくは第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をするとき  
は、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第七条の二第一号若しくは第八条の二第一号に掲げる事項の変更をしたとき、又は第一項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）

第十三条 機構が行う法第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報をいう。以下この条及び第十五条の二第一項において同じ。）の署名検証者等（法第十八条第一項に規定する署名検証者等をいう。以下同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を署名検証者等に送付する方法

七条の二第二号若しくは第三号又は第八条の二第二号若しくは第三号に掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をするとき  
は、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第七条の二第一号若しくは第八条の二第一号に掲げる事項の変更をしたとき、又は第一項の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）

第十三条 機構が行う法第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報をいう。以下この条及び第十五条の二第一項において同じ。）の署名検証者等（法第十八条第一項に規定する署名検証者等をいう。以下同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を署名検証者等に送付する方法

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法)

第十四条 機構が行う法第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条及び第十五条の二第一項において同じ。)の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)

第十五条 機構が行う法第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号(同項に規定する対応証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。)の利用者証明検証者(法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。以下同じ。)である署名検証者(法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法)

第十四条 機構が行う法第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条及び第十五条の二第一項において同じ。)の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)

第十五条 機構が行う法第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号(同項に規定する対応証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。)の利用者証明検証者(法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。以下同じ。)である署名検証者(法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

(署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等)

第十五条の二 署名検証者等は、機構に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の主務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 機構は、前項の届出を受けた場合において、当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者(法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認及び利用者証明利用者(法第二条第五項に規定する利用者証明利用者をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)が行った電子利用者証明(法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認のいずれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)

第十六条 団体署名検証者(法第十七条第六項に規定する団体署名検証者

二 総務省令で定めるところにより、機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

(署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等)

第十五条の二 署名検証者等は、機構に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の総務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 機構は、前項の届出を受けた場合において、当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者(法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認及び利用者証明利用者(法第二条第五項に規定する利用者証明利用者をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)が行った電子利用者証明(法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。以下この項及び第二十五条の二第二項において同じ。)について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認のいずれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を総務大臣に通知するものとする。

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)

第十六条 団体署名検証者(法第十七条第六項に規定する団体署名検証者

をいう。以下この条において同じ。）が行う法第二十条第一項の規定による回答は、主務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法第十七条第五項に規定する署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

第二十四条 機構が行う法第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下この条及び第二十五条の第二項において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を送信する方法
- 二 主務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第二十五条 機構が行う法第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に

をいう。以下この条において同じ。）が行う法第二十条第一項の規定による回答は、総務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法第十七条第五項に規定する署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

第二十四条 機構が行う法第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下この条及び第二十五条の第二項において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第二十五条 機構が行う法第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に

係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等）

第二十五条の二 利用者証明検証者は、機構に対する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の主務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 機構は、前項の届出を受けた場合において、当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認及び利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったこ

係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等）

第二十五条の二 利用者証明検証者は、機構に対する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の総務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 機構は、前項の届出を受けた場合において、当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認及び利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったこ

との確認のいずれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

(法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務の廃止の届出)

第二十五条の四 特定利用者証明検証者（法第三十八条の二第四項に規定する特定利用者証明検証者をいう。次条において同じ。）は、法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨及び当該確認の業務を廃止しようとする日その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(省令への委任)

第三十五条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令又は主務省令で定める。

(主務省令)

第三十六条 この政令における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

との確認のいずれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を総務大臣に通知するものとする。

(法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務の廃止の届出)

第二十五条の四 特定利用者証明検証者（法第三十八条の二第四項に規定する特定利用者証明検証者をいう。次条において同じ。）は、法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨及び当該確認の業務を廃止しようとする日その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(総務省令への委任)

第三十五条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

(新設)

改正案	現行
<p>（地方支分部局の長等への権限の委任）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（地方支分部局の長等への権限の委任）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。</p> <p>3・4（略）</p>

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、<u>デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長</u>、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。</p> <p>3～5（略）</p>

○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（抄）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁又は各省において内部部局の課長以上の職又はこれに準ずる職にあつた者であつて法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関する事務に従事した経歴を有するもの</p> <p>三 （略）</p>	<p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣（内閣府を除く。）、内閣府又は各省において内部部局の課長以上の職又はこれに準ずる職にあつた者であつて法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関する事務に従事した経歴を有するもの</p> <p>三 （略）</p>

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十九条の三 東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>	<p>第二十九条の三 東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（局等組織）</p> <p>第五条 法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三  デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織</p> <p>四  別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの</p> <p>（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）</p> <p>第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を</p>	<p>（局等組織）</p> <p>第五条 法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三  別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの</p> <p>（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）</p> <p>第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を</p>

総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。

（）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

イ〜チ （略）

リ デジタル庁組織令（令和三年政令第九十二号）第三条第一項に

規定する公文書監理官

ヌ （略）

三・四 （略）

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〜九 （略）

十 デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条

第一項に規定する公文書監理官及び参事官

十一〜二十 （略）

2 （略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官

、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるも

総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。

（）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

イ〜チ （略）

（新設）

リ （略）

三・四 （略）

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〜九 （略）

（新設）

十〜十九 （略）

2 （略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官

、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるも

のは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 デジタル審議官及びデジタル庁設置法第十三条第一項に規定する職

十二〇十七 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年

一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(次号、第四号から第九号まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除く。)

二・三 (略)

四 内閣府(次号から第八号まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除く。)

五〇八 (略)

九 デジタル庁

十〇二十二 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役員に類する者)

第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職

のは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十六 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年

一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(次号、第四号から第八号まで及び第二十号に掲げる国の機関を除く。)

二・三 (略)

四 内閣府(次号から第八号まで及び第二十号に掲げる国の機関を除く。)

五〇八 (略)

(新設)

九〇二十一 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役員に類する者)

第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職

員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十号から第二十号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。

（在職していた行政機関等に属する役職員に類する者）

第十九条 法第六十六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及び第十号から第二十一号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員
- 二・三 （略）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第三十三条 法第六十六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 （略）
- 三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十一号を除く。）に定める国の機関に

員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第一号、第三号、第四号若しくは第六号から第十九号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。

（在職していた行政機関等に属する役職員に類する者）

第十九条 法第六十六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 第十六条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第二十号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員
- 二・三 （略）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第三十三条 法第六十六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 （略）
- 三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十号を除く。）に定める国の機関に置

置かれるものに限る。)として採用された場合

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第一項(第二十一号を除く。)に定めるものとする。

別表第二(第十二条、第十四条関係)

(略)	(略)
金融庁	金融庁長官 金融国際審議官
デジタル庁	デジタル審議官
(略)	(略)

かれるものに限る。)として採用された場合

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第一項(第二十号を除く。)に定めるものとする。

別表第二(第十二条、第十四条関係)

(略)	(略)
金融庁	金融庁長官 金融国際審議官
(新設)	(新設)
(略)	(略)

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一 二の項から三十の項までに掲げる職務以外	一 法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院（以下「行政機関」という。）のうち、次号から第七号までに掲げる部局又は機関等を除いたもの	一 内閣審議官のうち内閣官房令で定めるもの、内閣法制次長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、 <u>国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会計検査院の事務総長の属する</u>	事務次官

現行

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一 二の項から三十の項までに掲げる職務以外	一 法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院（以下「行政機関」という。）のうち、次号から第七号までに掲げる部局又は機関等を除いたもの	一 内閣審議官のうち内閣官房令で定めるもの、内閣法制次長、内閣府の事務次官、 <u>国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会計検査院の事務総長の属する</u> 職制上の段階	事務次官

	<p>職制上の段階</p> <p>二 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七十五条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第九十二号）第一条第一項に規定する統括官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局</p> <p>局長</p>
	<p>二 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七十五条第五項に規定する局長、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の属する職制上の段階</p> <p>局長</p>

	<p>に置かれる局長及び 会計検査院の事務総 局に置かれる局長の 属する職制上の段階</p>	<p>三 内閣官房組織令第 四条の三第一項に規 定する内閣衛星情報 センターの所掌事務 を分掌する部の長、 内閣法制局設置法施 行令（昭和二十七年 政令第二百九十号） 第六条第一項の規定 に基づき総務主幹に 充てられた内閣法制 局事務官、内閣府設 置法第十七条第五項 に規定する部長、<u>デ</u> <u>ジタル庁組織令第二</u> <u>条第一項に規定する</u> <u>審議官、国家行政組</u> <u>織法第二十一条第一</u> <u>項に規定する部長、</u></p>	<p>部長</p>
	<p>三 内閣官房組織令第 四条の三第一項に規 定する内閣衛星情報 センターの所掌事務 を分掌する部の長、 内閣法制局設置法施 行令（昭和二十七年 政令第二百九十号） 第六条第一項の規定 に基づき総務主幹に 充てられた内閣法制 局事務官、内閣府設 置法第十七条第五項 に規定する部長、<u>国</u> <u>家行政組織法第二十</u> <u>一条第一項に規定す</u> <u>る部長、人事院の事</u> <u>務総局に置かれる審</u> <u>議官及び会計検査院</u></p>		<p>部長</p>

<p>人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階</p>	<p>四 内閣参事官、内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、人事院の事務総局の局に置かれる課長及び会計検査院の事務総局の局に置</p>
	課長
<p>の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階</p>	<p>四 内閣参事官、内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、人事院の事務総局の局に置かれる課長及び会計検査院の事務総局の局に置かれる課長の属する職制上の段階</p>
	課長

(略)			
(略)			
(略)	(略)	職制上の段階	かれる課長の属する
(略)	(略)		

(略)			
(略)			
(略)	(略)		
(略)	(略)		

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓五 （略）</p> <p>六 <u>デジタル庁</u></p> <p>七 <u>〓三十二</u> （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 <u>〓三十一</u> （略）</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（激甚災害が発生したときに準ずる場合）</p> <p>第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他デジタル庁令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。</p> <p>（個人番号カードの利用）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）</p> <p>（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の</p>	<p>（激甚災害が発生したときに準ずる場合）</p> <p>第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。</p> <p>（個人番号カードの利用）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）</p> <p>（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の</p>

求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 (略)

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル庁令で定める事項を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る

求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 (略)

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の総務大臣の措置)

第二十六条 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

2 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人

本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6 内閣総理大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用

に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 (略)

4 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6 総務大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用

個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該取得に係る取得番号及び当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他デジタル庁令で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。
  - 一 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法

二 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

- 3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による通知を受けたときは、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やか

個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該取得に係る取得番号及び当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他総務省令で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。
  - 一 総務省令で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

- 3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

- 5 総務大臣は、第三項の規定による通知を受けたときは、総務省令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項

に、同項の情報照会者等に対し、第一項の取得番号を付して通知するものとする。

一〇四 (略)

6 前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(情報提供者による特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(主務省令)

第四十五条 この政令における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

の情報照会者等に対し、第一項の取得番号を付して通知するものとする。

一〇四 (略)

6 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(情報提供者による特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(主務省令)

第四十五条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

○幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第九十一号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職）</p> <p>第二条 法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機 関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条 及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する 長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第 一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定分野における高 度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うこと による政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該 官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において 同じ。）を除く。）であつて、標準的な官職を定める政令（平成二十一 年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機 関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上 の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の 職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。） に属するものとする。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及びデジタル庁を 除く。）又は内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院に置かれる公務</p>	<p>（事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職）</p> <p>第二条 法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機 関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条 及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する 長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十一条第 一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定分野における高 度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うこと による政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該 官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において 同じ。）を除く。）であつて、標準的な官職を定める政令（平成二十一 年政令第三十号）本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機 関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上 の段階又はこれらと同等の職制上の段階（職制上の段階のうち、上位の 職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。） に属するものとする。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）又は内 閣の所轄の下に置かれる機関（人事院に置かれる公務員研修所、地方</p>

員研修所、地方事務局及び沖縄事務所を除く。）

二〇十二（略）

十三 デジタル庁

十四〇十七（略）

2（略）

（人事に関する情報の管理）

第十条 内閣総理大臣が、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関に対し、法第六十一条の七第一項の規定により人事に関する情報の提供を求め  
る場合には、書面をもって行うものとする。

2〇4（略）

事務局及び沖縄事務所を除く。）

二〇十二（略）

（新設）

十三〇十六（略）

2（略）

（人事に関する情報の管理）

第十条 内閣総理大臣が、内閣府、各省その他の機関に対し、法第六十一条の七第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、  
書面をもって行うものとする。

2〇4（略）

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

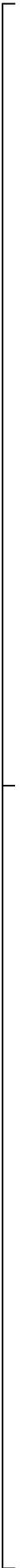
（行政機関から除かれる機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

（行政機関から除かれる機関）

現行（デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和三年政令第九十一号）第四条の規定による改正後）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。



○サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）（抄）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国務大臣以外の本部員の定数等）</p> <p>第一条 サイバーセキュリティ戦略本部員（以下「本部員」という。）のうち、サイバーセキュリティ基本法（第五条において「法」という。）<u>第三十条第二項第八号</u>に掲げる本部員の定数は、十人以内とする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（国務大臣以外の本部員の定数等）</p> <p>第一条 サイバーセキュリティ戦略本部員（以下「本部員」という。）のうち、サイバーセキュリティ基本法（第五条において「法」という。）<u>第三十条第二項第七号</u>に掲げる本部員の定数は、十人以内とする。</p> <p>2～4 （略）</p>

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその庁舎）          第一条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に          関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）第二条第          一項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の表の上欄に掲げると          おりとし、同号ハの政令で定める庁舎は、同表の上欄に掲げる国の行政          機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
デジタル庁	東京都千代田区紀尾井町一番三号に所在する庁舎	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
国家公安委員会	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号に所在する庁舎	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
国の行政機関	庁舎	国の行政機関	庁舎

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（第二十九条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）</p> <p>第一条 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第四項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により博覧会協会（法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）</p> <p>第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の</p>	<p>平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）</p> <p>第一条 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第四項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により博覧会協会（法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）</p> <p>第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の</p>

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第 (略)	第二 第一	五 国家公務員法第二 条第三項第十号、第 十三号、第十四号又 は第十六号に掲げる 者で第一号から第四 号の二まで又は前二 号に掲げる者に準ず るもの	四の七 令和七年に開催される国 際博覧会の準備及び運営のため に必要な特別措置に関する法律 (平成三十一年法律第十八号) 第二十五条第七項に規定する派 遣職員
第二 五 四第 一 項第 一 号	(略)	が負担すべき	(略)
第二 五 四第 一 項第 一 号	(略)	若しくは博覧会協会(令和七年に 開催される国際博覧会の準備及び 運営のために必要な特別措置に関 する法律第十四条第一項の規定に より指定された博覧会協会をいう 。次項において同じ。)が負担す べき	派遣職員(令和七年に開催される

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第 (略)	第二 第一	五 国家公務員法第二 条第三項第十号、第 十三号、第十四号又 は第十六号に掲げる 者で第一号から第四 号の二まで又は前二 号に掲げる者に準ず るもの	四の七 平成三十七年に開催され る国際博覧会の準備及び運営の ために必要な特別措置に関する 法律(平成三十一年法律第十八 号)第二十五条第七項に規定す る派遣職員
第二 五 四第 一 項第 一 号	(略)	が負担すべき	(略)
第二 五 四第 一 項第 一 号	(略)	若しくは博覧会協会(平成三十七 年に開催される国際博覧会の準備 及び運営のために必要な特別措置 に関する法律第十四条第一項の規 定により指定された博覧会協会を いう。次項において同じ。)が負 担すべき	派遣職員(平成三十七年に開催さ

八条第 三項第 一号		国際博覧会の準備及び運営のため に必要な特別措置に関する法律第 二十五条第七項（同法第三十五条 第一項において準用する場合を含 む。）に規定する派遣職員をいう 。第六項において同じ。）である 組合員、継続長期組合員
(略)	(略)	(略)

(派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同

八条第 三項第 一号		れる国際博覧会の準備及び運営の ために必要な特別措置に関する法 律第二十五条第七項（同法第三十 五条第一項において準用する場合 を含む。）に規定する派遣職員を いう。第六項において同じ。）で ある組合員、継続長期組合員
(略)	(略)	(略)

(派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同

号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

「とあるのは「

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	博覧会協会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

「と、「

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

「とあるのは「

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	博覧会協会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

「と、「

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

「とあるのは」

第一百 六条第 一項	地方公共団体の機関、特定地方 独立行政法人又は職員団体	博覧会協会及び 国の機関
第八十二 条第一項	地方公共団体、特定地方独立行政 法人又は職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」という。）	第八十二 条第五 項の規定により 読み替えられた 同条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政 法人又は職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」という。）	博覧会協会及び 国

「とする。

5・6（略）

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和  
三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同  
条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法  
律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」  
とあるのは、

「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二  
十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をして  
いる者

七の二 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運  
営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）  
とする。

「とあるのは」

第一百 六条第 一項	地方公共団体の機関、特定地方独 立行政法人又は職員団体	博覧会協会及び 国の機関
第八十二 条第一項	地方公共団体、特定地方独立行政 法人又は職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」という。）	第八十二 条第五 項の規定により 読み替えられた 同条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政 法人又は職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」という。）	博覧会協会及び 国

「とする。

5・6（略）

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和  
三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同  
条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法  
律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」  
とあるのは、

「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二  
十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をして  
いる者

七の二 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及  
び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八  
号）とする。

第二十五条第七項に規定する派遣職員」

(法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)  
 第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)	第八条第五項	(略)	(略)
	第八条の三	(略)	(略)

号)第二十五条第七項に規定する派遣職員」

(法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)  
 第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)	第八条第五項	(略)	(略)
	第八条の三	(略)	(略)

自衛隊法 施行令（ 昭和二十 九年政令 第七十	第五十六 条第三号	(略)	(略)	(略)	の準備及び運営のために 必要な特別措置に関する 法律第三十五条第一項に おいて準用する同法第二 十五条第一項の規定によ り派遣された職員（以下 「博覧会協会派遣職員」 という。）
配偶者同行休業を した隊員	(略)	(略)	同じ。）	(略)	同じ。）又は博覧会協会 （令和七年に開催される 国際博覧会の準備及び運 営のために必要な特別措 置に関する法律第十四条 第一項の規定により指定 された博覧会協会をいう 。以下同じ。）
配偶者同行休業をした隊 員又は令和七年に開催さ れる国際博覧会の準備及 び運営のために必要な特	(略)	(略)	(略)	(略)	同じ。）又は博覧会協会 （令和七年に開催される 国際博覧会の準備及び運 営のために必要な特別措 置に関する法律第十四条 第一項の規定により指定 された博覧会協会をいう 。以下同じ。）

自衛隊法 施行令（ 昭和二十 九年政令 第七十	第五十六 条第三号	(略)	(略)	(略)	覧会の準備及び運営のた めに必要な特別措置に関 する法律第三十五条第一 項において準用する同法 第二十五条第一項の規定 により派遣された職員（ 以下「博覧会協会派遣職 員」という。）
配偶者同行休業を した隊員	(略)	(略)	同じ。）	(略)	同じ。）又は博覧会協会 （平成三十七年に開催さ れる国際博覧会の準備及 び運営のために必要な特 別措置に関する法律第十 四条第一項の規定により 指定された博覧会協会を いう。以下同じ。）
配偶者同行休業をした隊 員又は平成三十七年に開 催される国際博覧会の準 備及び運営のために必要	(略)	(略)	(略)	(略)	同じ。）又は博覧会協会 （平成三十七年に開催さ れる国際博覧会の準備及 び運営のために必要な特 別措置に関する法律第十 四条第一項の規定により 指定された博覧会協会を いう。以下同じ。）

<p>九号)</p> <p>国際機関等に派遣される防衛省の職員等の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)</p>		
<p>第一条</p>	(略)	
<p>十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p>	(略)	
<p>十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>十一 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律</p>	(略)	<p>別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第三十五條第一項において準用する同法第二十五條第一項の規定により派遣された隊員(第二百十條の十五第三項において「博覧会協会派遣隊員」という。)</p>
<p>九号)</p> <p>国際機関等に派遣される防衛省の職員等の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)</p>		
<p>第一条</p>	(略)	
<p>十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p>	(略)	
<p>十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>十一 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年</p>	(略)	<p>な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第三十五條第一項において準用する同法第二十五條第一項の規定により派遣された隊員(第二百十條の十五第三項において「博覧会協会派遣隊員」という。)</p>

令和三年		防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）		
第六条第			第一条	
九 平成三十一年			十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）	
九 平成三十一年ラグビ			十一 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員	第十号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員
令和三年		防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）		
第六条第			第一条	
九 平成三十一年			十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）	
九 平成三十一年ラグビ			十一 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員	法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員

東京オリ ンピック 競技大会 ・東京パ ラリンピ ック競技 大会特別 措置法施 行令（平 成二十七 年政令第 二百五十 六号）	一 項	ラグビーワール ドカップ大会特 別措置法（平成 二十七年法律第 三十四号）第十 四条第一項にお いて準用する同 法第四条第一項 の規定により派 遣されている職 員	ラグビーワール ドカップ大会 特別措置法（平成二十 七年法律第三十四号） 第十四条第一項におい て準用する同法第四条 第一項の規定により派 遣されている職員
平成三十 一年ラグ ビーワー ルドカッ プ大会特 別措置法	第五 条第 一項	九 令和三年東京 オリンピック競 技大会・東京パ ラリンピック競 技大会特別措置 法（平成二十七	九 令和三年東京オリ ンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大 会特別措置法（平成二 十七年法律第三十三号 ）第二十七条第一項に
平成三十 一年ラグ ビーワー ルドカッ プ大会特 別措置法	第五 条第 一項	九 令和三年東京 オリンピック競 技大会・東京パ ラリンピック競 技大会特別措置 法（平成二十七	九 令和三年東京オリ ンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大 会特別措置法（平成二 十七年法律第三十三号 ）第二十七条第一項に
平成三十 一年ラグ ビーワー ルドカッ プ大会特 別措置法	第五 条第 一項	九 令和三年東京 オリンピック競 技大会・東京パ ラリンピック競 技大会特別措置 法（平成二十七	九 令和三年東京オリ ンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大 会特別措置法（平成二 十七年法律第三十三号 ）第二十七条第一項に

<p>施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）</p>		<p>年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</p>
<p>施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）</p>		<p>年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に次の見出し及び二条を加える。</p> <p>（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項本文の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第二十七条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による通知は、デジタル庁令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて情報提供者の</p>	<p>第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に次の見出し及び二条を加える。</p> <p>（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項本文の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第二十七条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて情報提供者の使用</p>

使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(略)

#### 附 則

(情報提供用個人識別符号の取得に関する準備行為)

第二条 戸籍法改正法附則第十四条(戸籍法改正法附則第一条第四号に掲げる部分に限る。)の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務大臣である情報提供者、市町村長、地方公共団体情報システム機構及び内閣総理大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(次条において「新番号利用法施行令」という。)第二十七条の二及び第二十七条の三並びに附則第四条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第二十条の二及び第三十条の八の二に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第四条 住民基本台帳法施行令の一部を次のように改正する。

(略)

第三十条の八の二第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第五百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。)」を「番号利

に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(略)

#### 附 則

(情報提供用個人識別符号の取得に関する準備行為)

第二条 戸籍法改正法附則第十四条(戸籍法改正法附則第一条第四号に掲げる部分に限る。)の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務大臣である情報提供者、市町村長、地方公共団体情報システム機構及び総務大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(次条において「新番号利用法施行令」という。)第二十七条の二及び第二十七条の三並びに附則第四条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第二十条の二及び第三十条の八の二に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第四条 住民基本台帳法施行令の一部を次のように改正する。

(略)

第三十条の八の二第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第五百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。)」を「番号利

「用法施行令」に改め、「を番号利用法施行令」の下に「第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。）及び」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

(略)

「用法施行令」に改め、「を番号利用法施行令」の下に「第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。）及び」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により総務大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、総務大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

(略)

改正案

	<p>現行（内閣官房組織令の一部を改正する政令（令和三年政令第六十七号）による改正後）</p>
<p>（内閣広報室）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣広報室は、内閣広報官が内閣法第十八条第二項に規定する広報に関することを処理することについて、これを補佐する。</p> <p>3（略）</p> <p>（内閣サイバーセキュリティセンター）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣サイバーセキュリティセンター長は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣サイバーセキュリティセンターの事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。</p> <p>（内閣審議官）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>（内閣広報室）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣広報室は、内閣広報官が内閣法第十九条第二項に規定する広報に関することを処理することについて、これを補佐する。</p> <p>3（略）</p> <p>（内閣サイバーセキュリティセンター）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣サイバーセキュリティセンター長は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、内閣サイバーセキュリティセンターの事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。</p> <p>（内閣審議官）</p> <p>第六条（略）</p>

2 (略)

3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、六十四人とする。ただし、そのうち四十二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(内閣参事官)

第八条 (略)

2 (略)

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、九十人とする。ただし、そのうち二十二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(内閣危機管理監の事務の整理)

第十条 内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣危機管理監の事務の整理を掌理する。

(削る)

附則

1～3 (略)

4 令和四年三月三十一日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「六十四人」とあるのは「七十三人」と、同項ただし書中「四十二人」とあるのは「五十一人」とする。

2 (略)

3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、六十七人とする。ただし、そのうち四十五人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(内閣参事官)

第八条 (略)

2 (略)

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、九十二人とする。ただし、そのうち二十四人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監の事務の整理)

第十条 内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣危機管理監の事務の整理を掌理する。

2 内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣情報通信政策監の事務の整理を掌理する。

附則

1～3 (略)

4 令和四年三月三十一日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「六十七人」とあるのは「七十六人」と、同項ただし書中「四十五人」とあるのは「五十四人」とする。

<p>5 (略)</p> <p>6 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「九十人」とあるのは「八十九人」と、同項ただし書中「二十二二人」とあるのは「二十一人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「七人」とする。</p> <p>7 令和四年三月三十一日までの間における第八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項中「九十人」とあるのは「百二人」と、同項ただし書中「二十二二人」とあるのは「三十四人」とする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「九十二人」とあるのは「九十一人」と、同項ただし書中「二十四人」とあるのは「二十三人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「七人」とする。</p> <p>7 令和四年三月三十一日までの間における第八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項中「九十二人」とあるのは「百四人」と、同項ただし書中「二十四人」とあるのは「三十六人」とする。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（第二部の所掌事務）</p> <p>第二条 第二部においては、主として内閣（内閣官房内閣人事局、内閣府及びデジタル庁を除く。）<u>、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）</u>、<u>デジタル庁、法務省、</u>文部科学省、国土交通省又は防衛省の所掌に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。</p>	<p>（第二部の所掌事務）</p> <p>第二条 第二部においては、主として内閣（内閣官房内閣人事局及び内閣府を除く。）<u>、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）</u>、<u>法務省、</u>文部科学省、国土交通省又は防衛省の所掌に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三三六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>三十七・三十八（略）</p> <p>三十九 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）</p> <p>第一条に規定するものをいう。第十四条第十号において同じ。）の移</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三三六（略）</p> <p>三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十八 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の規定による特定公的給付の指定に関すること。</p> <p>三十九 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十・四十一（略）</p> <p>四十二 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）</p> <p>第一条に規定するものをいう。第十四条第十三号において同じ。）の</p>

転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に  
関すること。

四十〇四十八 (略)

(参事官)

第九条 (略)

2 (略)

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。ただし、大臣官房に置く参事官のうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整  
に關すること。

四十三〇五十一 (略)

(参事官)

第九条 (略)

2 (略)

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き、十人とする。ただし、大臣官房に置く参事官のうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に關すること(他省の所掌に属するものを除く)。  
九 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定に關すること。

十 預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に關する制度に關すること(他省の所掌に属するもの

八  
〽  
二十  
(略)

十一  
〽  
二十三  
(略)

を除く。

改正案

現行

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
内閣法制局設置 法施行令（昭和 二十七年政令第 二百九十号）	第二条	及びデジタル 庁 、デジタル庁	、デジタル庁及び復興 庁 、デジタル庁、復興庁
地方公営企業法 施行令（昭和二 十七年政令第四 百三号）	第八条 の三	第十七条第一 項並びに	第十七条第一項に規定 する地方支分部局の長 、復興庁設置法（平成 二十三年法律第二十 五号）第十七条第一項

（略）	（略）	（略）	（略）
内閣法制局設置 法施行令（昭和 二十七年政令第 二百九十号）	第二条	及び内閣府を 除く。）、内 閣府（公正取 引委員会及び 金融庁を除く 。）	、内閣府及び復興庁を 除く。）、内閣府（公 正取引委員会及び金融 庁を除く。）、復興庁
地方公営企業法 施行令（昭和二 十七年政令第四 百三号）	第八条 の三	第十七条第一 項並びに	第十七条第一項に規定 する地方支分部局の長 、復興庁設置法（平成 二十三年法律第二十 五号）第十七条第一項



<p>る必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）</p>	<p>国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）</p>	<p>総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>第十五条第一項</p>	<p>第二条第一項第六号及び第六條第一項第一号</p>	<p>第六條第一号</p>
<p>律第三十六号（第四條第二項）</p>	<p>第十三條第一項の職</p>	<p>デジタル庁</p>	<p>及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五條第二項</p>
<p>くは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四條第二項</p>	<p>第十三條第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二條第一項の職若しくは同法第十七條第一項の地方機関の長</p>	<p>デジタル庁、復興庁</p>	<p>、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五條第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）</p>
<p>る必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）</p>	<p>国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）</p>	<p>総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>第十五条第一項</p>	<p>第二条第一項第六号</p>	<p>第六條第一号</p>
<p>第十七條の地方支分部局の長</p>	<p>内閣府</p>	<p>消費者庁</p>	<p>及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五條第二項</p>
<p>号）第四條第二項</p>	<p>第十七條の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二條第一項の職若しくは同法第十七條第一項の地方機関の長</p>	<p>内閣府、復興庁</p>	<p>、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五條第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）</p>

次世代育成支援 対策推進法施行 令（平成十五年 政令第三百七十 二号）	閣総理 大臣の 項	第一項 の表内	第六條 第二号 、第四 十二條 第一号 及び第 百二十 三條第 一項第 一号ロ	及びデジタル の	、デジタル庁及び復興 の	号）第五條第二項
個人情報の保護 に関する法律施 行令（平成十五 年）	第十五 條第二 項	第十三條第一 項の職	、デジタル 庁及び復興 の	、デジタル の	、デジタル の	）第五條第二項
個人情報の保護 に関する法律施 行令（平成十五 年）	第十五 條第二 項	第十三條第一 項の職	、デジタル 庁及び復興 の	、デジタル の	、デジタル の	）第五條第二項

次世代育成支援 対策推進法施行 令（平成十五年 政令第三百七十 二号）	閣総理 大臣の 項	第一項 の表内	第六條 第一号 及び第 二號、 第四十 二條第 一号並 びに第 百二十 三條第 一項第 一号ロ	及び内閣府本 府	各府省 及び復興 の	）第五條第二項
個人情報の保護 に関する法律施 行令（平成十五 年）	第十五 條第二 項	第五十七條の 地方支分部局 の長	、内閣府本府及び復興 の	、内閣府本府及び復興 の	、内閣府本府及び復興 の	）第五條第二項
個人情報の保護 に関する法律施 行令（平成十五 年）	第十五 條第二 項	第五十七條の 地方支分部局 の長	、内閣府本府及び復興 の	、内閣府本府及び復興 の	、内閣府本府及び復興 の	）第五條第二項

標準的な官職を定める政令（平	（略）	1 平成十六年政令 第三百九十二号	武力攻撃事態及び 存立危機事態 における外国軍 用品等の海上輸 送の規制に關す る法律施行令（ 平成十六年政令 第三百九十二号	第一條 第二号	行政機關の保有 する個人情報 保護に關する法 律施行令（平成 十五年政令第五 百四十八号）	号） 年政令第五百七
項	（略）				第二十 六條第 一項	
官	（略）		デジタル庁 、内閣府、デ ジタル庁	及びデジタル 庁を除く。）	第十三條第一 項の職	
庁の事務次官	（略）		デジタル庁及び復興 庁を除く。） 、内閣府 、デジタル庁、復興庁	第十三條第一項の職、 復興庁設置法（平成二 十三年法律第百二十五 号）第十二條第一項の 職若しくは同法第十七 條第一項の地方機關の 長	第十二條第一項の 職若しくは同法第十七 條第一項の地方機關の 長	号） 第十二條第一項の 職若しくは同法第十七 條第一項の地方機關の 長

標準的な官職を定める政令（平	（略）	1 平成十六年政令 第三百九十二号	武力攻撃事態及び 存立危機事態 における外国軍 用品等の海上輸 送の規制に關す る法律施行令（ 平成十六年政令 第三百九十二号	第一條 第二号	行政機關の保有 する個人情報 保護に關する法 律施行令（平成 十五年政令第五 百四十八号）	号） 年政令第五百七
項	（略）				第二十 六條第 一項	
次官	（略）		内閣府を除く 。） 、内閣府	内閣府を除く 。） 、内閣府	第十七條の地 方支分部局の 長	
復興庁の事務次官	（略）		内閣府及び復興 庁を除く。） 、内閣府、復興 庁	第十七條の地方支分部 局の長、復興庁設置法 （平成二十三年法律第 百二十五号）第十二條 第一項の職若しくは同 法第十七條第一項の地 方機關の長	第十七條の地方支分部 局の長、復興庁設置法 （平成二十三年法律第 百二十五号）第十二條 第一項の職若しくは同 法第十七條第一項の地 方機關の長	第二百二十五号）第十二 條第一項の職若しくは 同法第十七條第一項の 地方機關の長



推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）	の表内閣総理大臣の		
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第二項	第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「デジタル庁」とあるのは、「デジタル庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」とあるのは、「デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十三 デジタル庁」とあるのは、「十三 デジタル庁」と、同令第十条第

十三の二 復興庁（復興局を除く。）

推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）	の表内閣総理大臣の		
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、「消費者庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「内閣府」とあるのは「内閣府及び復興庁」と、同項中「十二 警察庁（警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。）」とあるのは「十二 警察庁（警察大学校

「一 項中「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁、復興庁」とする。

十二の二 復興庁（復興局

、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部

を除く。）

及び北海道警察情報通信部を除く。）

と、同令第十条第一項中「内閣

」

府」とあるのは「内閣府、復興庁」とする。

改 正 案	
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十九・三十 （略）</p> <p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四～十 （略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において同じ。）の設置及び管理に関すること<sup>一</sup>。</p> <p>三十・三十一 （略）</p> <p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。</p> <p>五～十一 （略）</p>

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価(国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五条第二項及びデジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。)に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

二 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第七号に規定する法人の業務

ハ・ニ (略)

五〇七 (略)

(自治行政局の所掌事務)

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価(国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。)に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第八号に規定する法人の業務

ハ・ニ (略)

五〇七 (略)

(自治行政局の所掌事務)

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 番号利用法第七条の規定による個人番号(番号利用法第二条第五

する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。

十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

十五～二十三（略）

二十四 第二十一号及び第二十二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

二十五～三十三（略）

三十四 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政並びに第二十一号及び第二十二号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。

2 公務員部は、前項第十八号から第二十号まで及び第三十二号に掲げる事務をつかさどる。

3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第二十一号及び第二十二号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、同項第二十一号から第二十五号まで及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第三十四号に掲げる事務（同項第二十一号及び第二十二号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。

項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に関すること。

（新設）

十四～二十二（略）

二十三 第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

二十四～三十二（略）

三十三 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政並びに第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。

2 公務員部は、前項第十七号から第十九号まで及び第三十一号に掲げる事務をつかさどる。

3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、同項第二十号から第二十四号まで及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第三十三号に掲げる事務（同項第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。

(総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 )を置く。

2～7 (略)

(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、次の五課を置く。

秘書課  
総務課  
会計課  
企画課  
政策評価広報課

第二十六条 削除

(総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 )を置く。

2～7 (略)

(大臣官房に置く課等)

第二十条 大臣官房に、次の五課及び参事官一人を置く。

秘書課  
総務課  
会計課  
企画課  
政策評価広報課

(参事官の職務)

第二十六条 参事官は、番号利用法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

(行政管理局に置く課等)

第三十六条 行政管理局に、次の二課及び管理官八人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

企画調整課

調査法制課

(調査法制課の所掌事務)

第三十八条 調査法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政制度一般に関する基本的事項の調査及び研究に関すること。
- 二 行政機関の運営に関する調査及び研究に関すること。
- 三 行政機関の運営に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 四 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に関する

事項。

(行政管理局に置く課等)

第三十六条 行政管理局に、次の二課及び管理官十人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

企画調整課

行政情報システム企画課

(行政情報システム企画課の所掌事務)

第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政制度一般に関する基本的事項のうち行政情報システムに関するものの企画及び立案に関すること。
- 二 行政機関の運営に関する事項のうち行政情報システムに関するものの企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 行政機関が共用する情報システム(他の行政情報システムの基盤となるものを除く。)の整備及び管理に関すること。

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。

九 行政管理局の所掌事務に関する調査及び研究の総括に関すること。

(政策評価課の所掌事務)

第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

二 (略)

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。

三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

四〇六 (略)

(政策評価審議会)

(政策評価課の所掌事務)

第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二 (略)

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。

(新設)

三〇五 (略)

(政策評価審議会)

第二百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ (略)

ロ 各府省及びデジタル庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

ハ (略)

二・三 (略)

2 (略)

附則

(削る)

第八条〜第十七条 (略)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二條第一項において

第二百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ (略)

ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

ハ (略)

二・三 (略)

2 (略)

附則

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第八条 第二十条の参事官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

第九条〜第十八条 (略)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三條第一項において

「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二（略）

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例）

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第十九条第一項第二号」とする。

一・二（略）

2（略）

第二十條～第二十二條（略）

「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二（略）

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例）

第二十条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第二十条第一項第二号」とする。

一・二（略）

2（略）

第二十一條～第二十三條（略）